

## 平成28年度（12月） 第8回浜北区協議会 次第

日時：平成28年12月22日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

ア 浜松市住生活基本計画（案）のパブリック・コメント実施について **【資料1】**

イ 地域バスにおける統一距離制運賃制度の導入について **【資料2】**

ウ 浜北コミュニティバスの運行改善について **【資料3】**

エ 平成28年度浜北区地域力向上事業の提案について **【資料4】**

オ 浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱の改正について **【資料5】**

### 3 その他

#### (1) その他

#### (2) 次回の開催予定

### 4 閉 会

# 資料1

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項	
件 名	浜松市住生活基本計画（案）のパブリック・コメント実施について	
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、指定都市として主体的かつ独自性のある住宅政策を進めるため、平成23年に「浜松市住生活基本計画（計画期間：10年間）」を策定した。</li> <li>・前期5か年が経過し、少子高齢化・人口減少社会の急速な進展や空き家の急増など、住生活を取り巻く社会情勢の変化に対応することが必要となり見直すこととした。</li> <li>・有識者会議の開催</li> <li>・市民アンケートの実施（無作為抽出3,000世帯、回答1,308世帯）</li> <li>・関連事業者ヒアリングの実施</li> <li>・市営住宅入居者アンケートの実施</li> </ul>	
対象の区協議会	全区	
内 容	<p>&lt;基本理念&gt; 安定と安心が持続できる住生活の実現 ～家族の絆を育み、地域と共に築く‘すまい’～ 現計画の「安定した良好な住環境を次世代に繋げていくこと」を継承し、家族の絆や地域との繋がり、次世代へ向けた住まいづくりを推進する。</p> <p>&lt;計画期間&gt; 平成29年度～平成38年度（10年間）</p> <p>&lt;施策展開&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひと」「すまい」「まち」、3つの視点から住宅施策を展開する。</li> <li>・各視点に総合評価指標（アウトカム指標）を設け政策達成度を測る。</li> <li>・具体の取組みにあたり、KPI指標（重要業績評価指標）を設ける。</li> </ul> <p>○案の公表及び意見募集期間 平成28年12月16日（金）から平成29年1月16日（月）まで</p> <p>○案の公表先 住宅課、市政情報室、区役所、協働センターなどにて配布 市ホームページ <a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp</a></p>	
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	市の考え方公表時期（予定） 施行時期（予定）	平成29年3月 平成29年4月1日
担当課	住宅課	担当者 松島将人      電話 457-2076

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 浜松市住生活基本計画（2017～2026）概要

## 計画の目的・期間

本計画は、本市の住生活を取り巻く様々な課題を踏まえ、住宅政策における基本理念、めざす姿、施策展開の方向を明示し、市民の安全・安心で豊かな住生活の実現に向け、具体的な取組みを着実に実行することにより、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に資するため策定するもので、今回、現計画（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）を見直すものです。

計画期間については、2017(平成 29)年度～2026(平成 38)年度とし、今後 10 年の課題に対応することとします。また、社会情勢の変化や施策効果に対する評価結果を踏まえ、概ね 5 年後に見直しを行うものとします。

## 現状と求められる住宅政策

### 居住者の視点

◎若年世帯が子供を産み育てやすい環境づくり

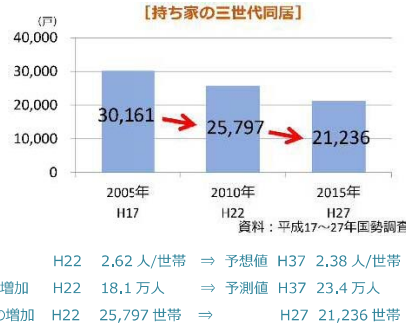
- ・人口の減少傾向や自然減に対する合計特殊出生率の回復などの人口増加策
- ・少子化対策として子育てしやすい環境である同居等の促進

○高齢者が自立していきいき暮らせる住生活の支援

- ・高齢化が顕著に進むことによる高齢者にあった住まいの整備
- ・高齢単身世帯の増加見込みに伴う住まいの確保や見守りなどの対応

○住宅確保要配慮者の居住の確保

- ・賃貸住宅への入居拒否を受けやすい人の居住の安定の確保
- ・住宅確保要配慮者等への更なる市営住宅の周知



・世帯の小型化	H22	2.62 人/世帯	⇒	予想値 H37	2.38 人/世帯
・65 歳以上の老年人口の増加	H22	18.1 万人	⇒	予測値 H37	23.4 万人
・離れて暮らす親・子世帯の増加	H22	25,797 世帯	⇒	H27	21,236 世帯

### 住居の視点

◎空き家の選別による活用・除去の推進

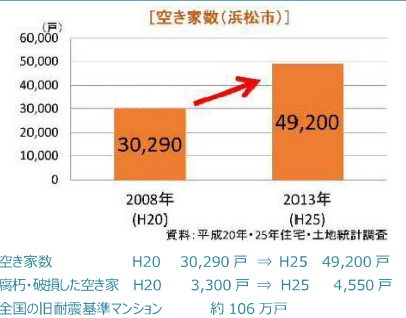
- ・人口減少、住宅総数の増加に伴う空き家の増加、空き家率の上昇の抑制
- ・空き家増加に伴う腐朽、破損あり住宅の増加に対する対策
- ・空き家を所有する市民への利活用に関する意識転換の啓発

○住まいの性能向上・旧耐震基準建築の耐震化の促進

- ・高齢化の進行に対するバリアフリー等設備設置の促進
- ・温室効果ガス排出量抑制を踏まえた省エネ住宅、設備の普及、促進
- ・浜松市プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業等を通じた住宅の耐震化の促進

○既存住宅の適正な維持管理・活用市場の活性化

- ・適切な維持管理を促すための分譲マンション所有者等への啓発
- ・良質な既存住宅の購入や長期的かつ快適に使用するリフォームの促進



・空き家数	H20	30,290 戸	⇒	H25	49,200 戸
・腐朽・破損した空き家	H20	3,300 戸	⇒	H25	4,550 戸
・全国の旧耐震基準マンシ		約 106 万戸			

### 地域・産業の視点

○長期的に持続できるまちづくり

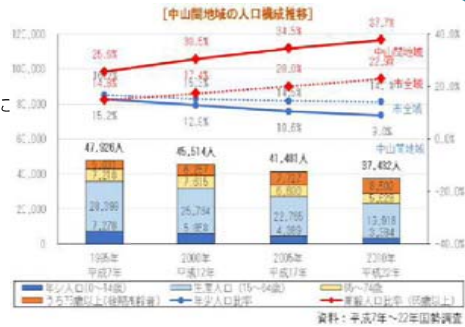
- ・人口減少社会を見据えた長期的に持続できるまちづくり
- ・市民の転出抑制に向け、都市部と海・川・山など自然環境が程よい距離にある浜松の特徴を生かした住み続けたい住環境形成
- ・中山間地域等の人口流出、高齢化に対応した地域コミュニティの保持

○新たな時代に対応した住生活産業の育成

- ・地域産業である天竜材の需要拡大・価格上昇に向けた取組
- ・住宅着工数の停滞を見据えた住生活産業の維持・活性化

○安全・安心に暮らせる良好な居住環境の形成

- ・人口減少による人口低密度化に伴う防犯環境悪化への対策
- ・空き家の増加に対する地域の安全・安心な居住環境形成への取組



・住宅着工数、近年 5 千戸～7 千戸推移	H22	6,172 戸	⇒	H27	5,195 戸
・県内のスギ木材価格	H22	14,600 円/㎡	⇒	H27	12,400 円/㎡
・中山間地域における 65 歳以上の比率	H7	25.6%	⇒	H22	37.7%

凡例○：新たに求められる政策 ○：継続して求められる政策

## 基本理念

### 安定と安心が持続できる住生活の実現

～ 家族の絆を育み、地域と共に築くすまい ～

本市は、少子高齢化・人口減少社会の進展に対する安定した居住の確保の充実や既存ストック活用の促進などに取り組んできましたが、近時の子育て環境の充実や急増する空き家問題などの新たな課題に対して、今後、良好な住環境の実現に向けて更なる取組が必要と考えます。

このため、前計画の基本理念である「安定と安心が持続できる住生活の実現」を、今後 10 年間の取り組みむべき方向へと継承し、また次世代へ向けての住まいづくりをすすめるために「家族の絆」をテーマに加え、「安定と安心が持続できる住生活の実現～家族の絆を育み、地域と共に築くすまい～」を基本理念とし、未来へ繋がる住まいづくりを推進することとします。

## めざす姿

### 誰もが安心して生活できる住まい

若年ファミリー世帯から高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯など、誰もが経済状況や身体状況に関わらず、安心して生活することができる住まいの実現



### 自分らしく安全に暮らせる住まい

価値観や年齢にあった自分らしいライフスタイルを実現でき、さらに地震災害等にも安全に暮らすことができる住まいの実現



### 地域とのつながりを感じる住まい

長期的に持続でき、都心の便利さや自然の豊かさを併せ持つ浜松らしい地域の魅力や地域産業の活力を感じることができる住まいの実現



## 施策展開

### 「ひとの視点」からの施策展開

- 1 若年世帯が子供を産み育てやすい住生活の実現
  - ①親世帯・子世帯の同居等を促進
- 2 高齢者が自立していきいき暮らせる住生活の実現
  - ①高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる住まい
  - ②多様な高齢者ニーズに対応した住まい
- 3 住宅のセーフティネットの確保
  - ①セーフティネットとしての適正な市営住宅の管理運営
  - ②セーフティネットとしての民間の住まい

総合評価指標 子どもを生み育てやすい環境に対する満足度  
現状値 23.4% ⇒ 最終目標値 56%

### 「すまいの視点」からの施策展開

- 1 空き家の活用と除去による良質な住まいの確保
  - ①良質な空き家の活用と危険な空き家の管理または除去の推進
  - ②中山間地域の定住促進に向けた空き家活用
- 2 安全・安心で長寿命な住まいづくり
  - ①耐震性の確保された巨大地震にも安全な住まい
  - ②住宅性能に優れた長く住み継がれる住まい
  - ③適正な管理による長く住み継がれる住まい
- 3 資産としての継承に向けた適正に評価される新たな流れづくり
  - ①住宅の性能表示制度等の普及と市民の住知識向上

総合評価指標 住宅の満足度  
現状値 76.5% ⇒ 最終目標値 80%

### 「まちの視点」からの施策展開

- 1 長期的に持続可能なまちづくり
  - ①コンパクトで持続可能なまちづくり
  - ②浜松らしいまちづくり
- 2 地域資源や住宅ストックを活かした新たな住生活産業の創出・拡大
  - ①新たな住生活産業の創出・拡大
- 3 安全・安心な居住環境の形成
  - ①安全・安心な居住環境形成

総合評価指標 住んでいる地域の住みやすさに対する満足度  
現状値 58.9% ⇒ 最終目標値 66%

住宅政策における課題の解決に向けて

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	地域バスにおける統一距離制運賃制度の導入について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：地域バスは、平成22年度から交通空白地の解消や路線バス等の補完を目的に運行を開始し、現在市内12地域で運行をしている。しかし、財政面を見てみると平均収支率は低迷を続けており収支改善が求められていた。</p> <p>経緯：地域バス事業を継続的な事業とするための収支改善を目的に、平成27年度に地域バス運賃改正について検討し、市内統一距離制運賃制度を作成した。 平成28年6月28日開催の浜松市地域公共交通会議で委員へ報告。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>・統一距離制運賃制度の導入については、別紙地域バス改善一覧にあるように、各地区の次期改善運行から随時導入し平成30年度末までに導入が完了する。</p> <p>浜北区については平成29年10月1日に導入</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	交通政策課	担当者	牧野 嘉文	電話	457-2441

# 浜松市内地域バス統一運賃制導入について

## 1. 現 状

浜松市では、公共交通空白地の解消を目的に地域バス制度を導入し、現在市内 12 地域で運行がなされ、地域住民の移動手段として重要な役割を担う事業となっております。しかしながら、財政面を見ても、平成 27 年度運行の地域バスにおける平均収支率が 12.2%に留まっており、昨年度行われた国のフィーダー系統に対する事業評価委員会においても収支率等に関して改善に取り組むよう指導されるなど、抜本的な収支改善が求められております。

収支率低迷の原因は、利用者数の伸び悩みに加え、地域ごとに定めた安価な運賃設定が大きく影響していると考えられます。例えば、A 地域では 40 km の運賃が 300 円なのに対し、B 地域では 23km の運賃が 500 円というように地域によって不均衡な運賃設定の状態になっており、現状を改善することが大きな課題となっております。

### 平成 27 年度地域バス実績

地域	事業費（円）	収入（円）	利用者数（人）	収支率（%）	運賃（円）
水窪	9,444,882	1,265,600	3,592	13.39%	200~400
佐久間	37,666,280	3,953,250	13,832	10.49%	300
龍山	5,233,194	392,932	1,905	7.50%	300
熊・竜川	3,612,249	204,244	1,225	5.65%	100~500
門原	6,657,609	824,210	5,907	12.37%	300
百古里	26,526	2,900	8	10.93%	300~400
春野	24,528,427	2,462,250	8,682	10.03%	300
引佐	3,758,044	427,080	1,994	11.36%	400
細江	5,934,600	1,075,800	3,269	18.12%	200
浜松北	7,797,600	1,078,950	3,898	13.83%	200~400
三ヶ日	8,037,900	1,987,262	18,566	24.72%	200
浜北	10,072,620	1,333,900	4,164	13.24%	300
合計	122,769,931	15,008,378	67,042	12.22%	

## 2. 統一運賃の導入

地域バスが浜松市という同じエリアの中で運行しているにも関わらず、利用運賃が不均衡となっている状況を改善することを目的にこの度、地域バスに統一の距離制運賃基準を導入いたします。導入時期については次期改善運行から順次導入し、全地域バスにおいて距離制運賃制度が導入される平成 30 年度には収支率が 20%に改善される見通しとなっております。

また、今後新たな地域バスを運行する場合においては、統一の距離制運賃制度での運行を行うものとなります。

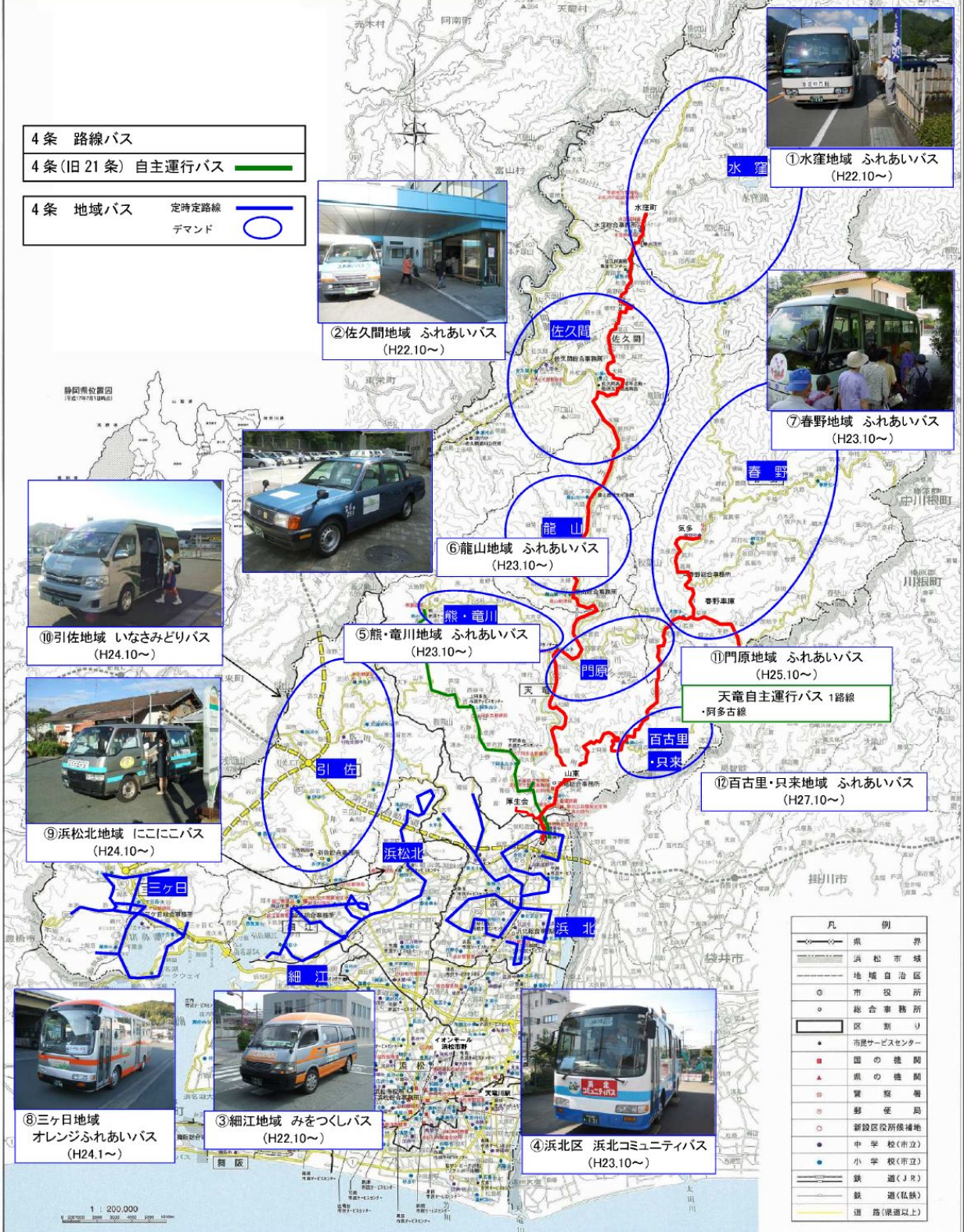
利用者の方には負担が大きくなる場合もございますが、地域バスが恒久的な事業であるために、必要な改善と御理解いただきますようお願いいたします。

地域バス 統一運賃基準	
距離（km）	運賃：円
0~2.9	200
3.0~5.5	300
5.6~8.6	400
8.7~11.7	500
11.8~	600



# 平成28年度 浜松市が維持・運行するバス路線

- 4条 路線バス
- 4条(旧21条) 自主運行バス
- 4条 地域バス
  - 定時定路線
  - デマンド



①水窪地域 ふれあいバス (H22.10~)



②佐久間地域 ふれあいバス (H22.10~)



⑦春野地域 ふれあいバス (H23.10~)



⑥龍山地域 ふれあいバス (H23.10~)



⑩引佐地域 いなさみどりバス (H24.10~)

⑤熊・竜川地域 ふれあいバス (H23.10~)

⑪門原地域 ふれあいバス (H25.10~)  
天竜自主運行バス 1路線  
・阿多古線



⑨浜松北地域 にこにこバス (H24.10~)

⑫百古里・只来地域 ふれあいバス (H27.10~)



⑧三ヶ日地域 オレンジふれあいバス (H24.1~)



③細江地域 みをつくしバス (H22.10~)



④浜北区 浜北コミュニティバス (H23.10~)

凡 例	
—	県 界
—	浜 松 市 界
—	地 域 自 治 区
○	市 役 所
○	総 合 事 務 所
□	区 割 り
●	市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー
●	国 の 機 関
▲	県 の 機 関
○	警 察 署
○	郵 便 局
○	新 設 区 位 所 候 補 地
●	中 学 校 (市 立)
●	小 学 校 (市 立)
—	鉄 道 (J R)
—	鉄 道 (私 鉄)
—	道 路 (県 道 以 上)

■地域バス運行事業 一覧

No	運行地域		運行期間							改善の経緯		
	区	地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		H29	H30
1	天竜区	水窪	● 実証運行 H22.10~H24.9	● 改善運行 H24.10~H26.9	● 改善運行 H26.10~H28.9				● 改善運行(予定) H28.10~H30.9			H22.10 実証運行開始 H23.2 デマンド開始 H24.3 運行日、時刻表見直し 【改善運行】 H24.10 縮小運行(1路線)、最低保障運行 運賃値上げ(対キロ区間制→区間運賃) 商店等の協力金 H26.10 縮小運行 地域協力による路線維持(自治会負担)
2	天竜区	佐久間	● 実証運行 H22.10~H24.9	● 改善運行 H24.10~H26.9	● 改善運行 H26.10~H28.9				● 改善運行(予定) H28.10~H30.9			H22.10 実証運行開始 H23.5 一部区間デマンド開始 H24.3 便数削減、時刻表、経路見直し 【改善運行】 H24.10 縮小運行 運賃値上げ(1乗車200円→300円) 運行便数の削減、デマンド区間の拡大 H26.10 縮小運行(1路線)、最低保障運行 運行便数の削減、一部区間廃止
3	北区	細江	● 実証運行 H22.10~H25.3	● 改善運行 H25.4~H27.3	● 改善運行 H27.4~H29.3							H22.10 実証運行開始 H23.8 バス停追加 H24.4 路線・便数削減、運行日見直し 【改善運行】 H25.4 継続運行(地域負担あり) 地域協力による路線維持(自治会負担) 運行便数の削減等(1日10便→8便) 【改善運行】H27.4 地域負担金あり
4	浜北区	浜北	● 実証運行 H23.10~H25.9	● 改善運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H23.10 実証運行開始 H24.10 バス停追加、名称変更 H25.1 経路見直し、循環線の逆周り 【改善運行】 H25.10 縮小運行 路線再編(4路線→3路線) 運行日削減(週3日→週2日) 【改善運行】H27.10.1 便数減、運行日見直し 運賃改正 200円→300円
5	天竜区	熊・竜川	● 実証運行 H23.10~H25.9	● 改善運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H23.10 実証運行開始 【改善運行】 H25.10 最低保障運行 系統再編、ダイヤ改正 【改善運行】H27.10 通学便はスクールバス移行
6	天竜区	龍山	● 実証運行 H23.10~H25.9	● 改善運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H23.10 実証運行開始 【改善運行】 H25.10 最低保障運行 運行曜日変更、ダイヤ改正 協働センター乗り入れ H26.4 運行曜日変更 【改善運行】H27.10 白倉A 減便
7	天竜区	春野	● 実証運行 H23.10~H25.9	● 改善運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H23.10 実証運行開始 【実証運行中の改善案】 自主運行バス「杉・川上線」編入 (運賃改定、デマンド運行の導入) 【改善運行】 H25.10 最低保障運行 路線再編、運行日削減 運賃値上げ(1乗車200→300円) 【改善運行】 平成27.10.1路線一部見直し
8	北区	三ヶ日	● 実証運行 H24.1~H25.9	● 改善運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H24.1 実証運行開始 H25.5 実証運行中の改善案 (順路見直し、バス停の新設・移設) 【改善運行】 H5.10 継続運行(収支率20%達成)
9	北区	浜松北	● 実証運行 H24.10~H26.9	● 改善運行 H26.10~H28.9	● 改善運行(予定) H28.10~H30.9							H24.10 実証運行開始 H25.10 実証運行中の改善 (系統追加、ダイヤ改正) 【改善運行】H26.10.1 縮小運行(平日運行のみ)
10	北区	引佐	● 実証運行 H24.10~H26.9	● 改善運行 H26.10~H28.9	● 改善運行(予定) H28.10~H30.9							H24.10 実証運行開始 H25.8.29 実証運行中の改善 (運行日増、便数減で乗合促進) 【改善運行】 H26.10.1 通学便以外は最低保障運行
11	天竜区	門原		● 実証運行 H25.10~H27.9	● 改善運行 H27.10~H29.9							H25.10 実証運行開始 【改善運行】H27.10.1 一部路線廃止、料金改正
12	天竜区	百古里・只来							● 実証運行 H27.10~H29.9			H27.10 実証運行開始

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北コミュニティバスの運行改善について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【現状及び背景】</b> 平成15年4月から、交通空白地域における交通手段を確保するため運行してきた浜北コミュニティバスは、地域の要望等により、見直しを行なってきた。</p> <p>平成22年5月に制定された浜松市総合交通計画の中で、地域バスの維持基準（収支率20%）に基づき、効率的な運行を図るため、縮小運行（運行日、便数減）、運賃改定など改善運行を重ね、現在改善運行実施中（H27.10～H29.9）。期間中（H27.10～H28.9）の利用者数は2,926人、収支率14.29%（広告収入含む）であり、北浜麓玉線（東・西）以外の2路線は維持基準を満たせないため、最低保障運行（週2日2往復以内）として運行中である。</p> <p><b>【課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜松市総合交通計画に示された維持基準（収支率2割）の確保（対象：北浜麓玉線（東・西））</li> <li>・ 地域のニーズを反映して持続性のある公共交通にするため2年毎に運行を改善する。</li> </ul>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p><b>【調整内容】</b> 浜北区交通検討会の協議結果をもとに次のとおり変更する。</p> <p>○路線の変更等 大平堀谷線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらたまの湯施設内への乗り入れ</li> <li>・ バス停「花の舞酒造入口」の新設</li> <li>・ 麓玉協働センター施設内侵入廃止によるルート変更</li> <li>・ 始発時間の変更（現9:30発→変更8:30）</li> </ul> <p>北浜麓玉線（西コース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サンストリート浜北施設内への乗り入れ及びルート変更</li> </ul> <p>その他、共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停名の変更（4箇所）</li> <li>・ バス停「ふれあい福祉センター」を施設外へ移動</li> </ul> <p>○市内統一運賃制の導入</p> <p>○実施時期 平成29年10月1日から実施する。</p> <p><b>【浜北区交通検討会の検討結果】</b> 平成27年11月から平成28年11月まで7回協議を実施し、今回の調整内容について承認を受けている。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>6月 浜松市地域公共交通会議（協議）</p> <p>8月～地域住民への周知期間</p> <p>10月～実施</p>				
担当課	浜北区 まちづくり推進課	担当者	渡邊 秀明	電話	585-1115



「浜北コミュニティバス」運行計画 新旧対照表

平成29年10月変更

	現 行	改 善 ※平成29年10月～実施
運行形態	道路運送法第4条 一般乗合旅客自動車運送による路線定期運行 (運行主体:交通事業者)	変更なし
使用車両	小型バス1台(36人乗)	変更なし
路線名 運行日 運休日 運行回数	①北浜亀玉線(東コース) 月・木 4便/日 (西コース) 月・木 4便/日 ②大平堀谷線 火・金 4便/日 ③赤佐中瀬線 水・土 4便/日  <運休日> 日曜日、年末年始12/29～1/3	変更なし
運行距離 所要時間	①北浜亀玉線(東コース) 18.8km 57分 (西コース) 14.2km 40分 ②大平堀谷線 23.6km 60分 ③赤佐中瀬線 20.4km 60分	①北浜亀玉線(東コース) 17.9km 47分 (西コース) 15.0km 43分 ②大平堀谷線 25.5km 66分 ③赤佐中瀬線 20.2km 60分
運行経路	①大平堀谷線 堀谷⇨大平⇨あらたまの湯北口⇨宮口駅⇨亀玉協働センター⇨ピアゴ於呂店⇨小林駅入口⇨ふれあい福祉センター⇨なゆた浜北 ②北浜亀玉線(東コース) なゆた浜北⇨若草団地⇨八幡団地⇨ふれあい福祉センター⇨なゆた浜北 (西コース) なゆた浜北⇨ふれあい福祉センター⇨宮口幼稚園⇨サンストリート浜北入口⇨なゆた浜北 ③赤佐中瀬線 上島公民館⇨西鹿島駅⇨ピアゴ於呂店⇨マックスバリュ浜北中瀬店⇨遠江病院⇨ふれあい福祉センター⇨なゆた浜北	各路線共通 ・「ふれあい福祉センター」施設内乗り入れ廃止によるルート変更(バス停移動による乗り入れ区間の廃止) ①大平堀谷線 ・「あらたまの湯」施設内乗り入れ ・「亀玉協働センター」施設内乗り入れ廃止によるルート変更 「宮口幼稚園」「宮口有隣」追加 ②北浜亀玉線(東コース) ・変更なし (西コース) ・「サンストリート浜北」施設内乗り入れによるルート変更 ③赤佐中瀬線 ・変更なし
運賃	・大人(中学生以上)1乗車 300円、小人(小学生)1乗車 150円 ・小学校就学前の者は同伴者1人につき2人まで無料 ・1歳児未満は無料 ・障がい者(身体障がい者手帳等の提示者)は半額 ・回数券 100円券×12枚綴りで1,000円 ・春休み、夏休み期間の小学生運賃半額 ・敬老の日を中日とする1週間65歳以上の大人運賃半額	・距離制運賃 乗車距離に応じた5段階の運賃設定 0.0km～2.9km 200円 3.0km～5.5km 300円 5.6km～8.6km 400円 8.7km～11.7km 500円 11.8km～ 600円  [共通] ・小人:半額 ・小学校就学前の者は同伴者1人につき2人まで無料 ・1歳児未満は無料 ・障がい者(身体障がい者手帳等の提示者)は半額 ・回数券 100円券×12枚綴り 1,000円  ※受託者が自社全体で実施する企画運賃割引は全て適用
収支率	14.29%(H27.10～H28.9)	①北浜亀玉線(東コース・西コース)・・・目標20%以上 ※②、③の路線は、最低保障運行の水準のため、収支率は考慮しない。

# 平成29年10月1日～ 浜北コミュニティバス路線図(案)

## 変更点等

### 1. 路線の変更等

- ①あらたまの湯施設内への乗り入れ(バス停の移動及び名称変更)
- ②バス停「花の舞酒造入口」の設置(現運行ルート上に新設)
- ③釜玉協働センター施設内侵入廃止によるルート変更
- ④サンストリート浜北施設内へ乗り入れによるルート変更(バス停の移動及び名称変更)

### 2. バス停新設・名称変更・移動

- ①新設 : 花の舞酒造入口
- ②変更 : 上島公民館 → 上島区民センター
- ③変更 : 尾野公民館跡 → 小野海道
- ④変更・移動: サンストリート浜北入口 → サンストリート浜北
- ⑤変更・移動: あらたまの湯北口 → あらたまの湯
- ⑥移動 : ふれあい福祉センター(施設敷地内 → 施設敷地外 南北側歩道に1基づつ)

### 3. 大平堀谷線の運行方法

- ①午前2便、午後2便 → 午前3便、午後1便(始発を9:30から8:30に変更)

路線名		運行日
北浜釜玉線		月・木
(東コース・西コース)		月・木
大平堀谷線		火・金
赤佐中瀬線		水・土

週2日 1日 2往復・4循環

- …バス停名変更
- …新規バス停

## 備考:

運賃…距離制運賃とする  
 0.0km～2.9km …200円  
 3.0km～5.5km …300円  
 5.6km～8.6km …400円  
 8.7km～11.7km …500円  
 11.8km～ …600円





# 北浜麓玉線(循環) 東コース 月・木 運行

平成29年10月1日改正

なゆた浜北 ~ 日赤病院 ~ ふれあい福祉センター ~ 八幡団地  
 ~ 高蘭 ~ 若草団地 ~ トスコ ~ なゆた浜北

北浜麓玉線(東コース) (順廻り)	所要 時間	1便	5便
1 なゆた浜北		8:10	13:10
2 ふれあい福祉センター	6	8:16	13:16
3 日赤病院	1	8:17	13:17
4 ふれあい福祉センター	1	8:18	13:18
5 西遠クリニック	2	8:20	13:20
6 美蘭団地入口	2	8:22	13:22
7 油一色	1	8:23	13:23
8 一本橋	1	8:24	13:24
9 上善地	3	8:27	13:27
10 八幡団地	2	8:29	13:29
11 高蘭	4	8:33	13:33
12 浜北愛光園	1	8:34	13:34
13 善地	1	8:35	13:35
14 善地郵便局	1	8:36	13:36
15 高畑	2	8:38	13:38
16 高畑南	1	8:39	13:39
17 北浜南部協働センター	1	8:40	13:40
18 北浜南幼稚園	1	8:41	13:41
19 寺島南	1	8:42	13:42
20 若草団地	2	8:44	13:44
21 小松駅入口	7	8:51	13:51
22 トスコ	2	8:53	13:53
23 なゆた浜北	4	8:57	13:57

(待機:13分) (待機:13分)

所要時間 47分

北浜麓玉線(東コース) (逆廻り)	所要 時間	3便	7便
1 なゆた浜北		10:05	15:05
2 トスコ	4	10:09	15:09
3 小松駅入口	3	10:12	15:12
4 若草団地	6	10:18	15:18
5 寺島南	2	10:20	15:20
6 北浜南幼稚園	1	10:21	15:21
7 北浜南部協働センター	1	10:22	15:22
8 高畑南	1	10:23	15:23
9 高畑	1	10:24	15:24
10 善地郵便局	1	10:25	15:25
11 善地	2	10:27	15:27
12 浜北愛光園	1	10:28	15:28
13 高蘭	1	10:29	15:29
14 八幡団地	3	10:32	15:32
15 上善地	2	10:34	15:34
16 一本橋	2	10:36	15:36
17 油一色	1	10:37	15:37
18 美蘭団地入口	1	10:38	15:38
19 西遠クリニック	1	10:39	15:39
20 ふれあい福祉センター	4	10:43	15:43
21 日赤病院	1	10:44	15:44
22 ふれあい福祉センター	1	10:45	15:45
23 なゆた浜北	7	10:52	15:52

(待機:13分) (待機:13分)

所要時間 47分

# 北浜鹿玉線(循環) 西コース 月・木 運行

平成29年10月1日改正

なゆた浜北 ~ ふれあい福祉センター ~ 日赤病院 ~ 鹿玉協働センター ~ 万葉の森公園入口 ~  
 サンストリート浜北 ~ プレ葉ウォーク浜北東 ~ なゆた浜北

北浜鹿玉線(西コース) (順廻り)		所要 時間	2便	6便
1	なゆた浜北		9:10	14:10
2	ふれあい福祉センター	7	9:17	14:17
3	日赤病院	2	9:19	14:19
4	新原本村	5	9:24	14:24
5	新原保育園	1	9:25	14:25
6	宮口有隣	2	9:27	14:27
7	鹿玉協働センター	1	9:28	14:28
8	宮口幼稚園	1	9:29	14:29
9	野口北	1	9:30	14:30
10	野口	1	9:31	14:31
11	浜北西高校	4	9:35	14:35
12	万葉の森公園入口	1	9:36	14:36
13	サンストリート浜北 (名称変更)	6	9:42	14:42
14	小林市営団地北	5	9:47	14:47
15	プレ葉ウォーク浜北東	1	9:48	14:48
16	浜北文化センター	3	9:51	14:51
17	なゆた浜北	2	9:53	14:53

(待機:12分) (待機:12分)

所要時間 43分

北浜鹿玉線(西コース) (逆廻り)		所要 時間	4便	8便
1	なゆた浜北		11:05	16:05
2	浜北文化センター	2	11:07	16:07
3	プレ葉ウォーク浜北東	2	11:09	16:09
4	小林市営団地北	1	11:10	16:10
5	サンストリート浜北 (名称変更)	7	11:17	16:17
6	万葉の森公園入口	3	11:20	16:20
7	浜北西高校	1	11:21	16:21
8	野口	3	11:24	16:24
9	野口北	1	11:25	16:25
10	宮口幼稚園	1	11:26	16:26
11	鹿玉協働センター	2	11:28	16:28
12	宮口有隣	1	11:29	16:29
13	新原保育園	2	11:31	16:31
14	新原本村	2	11:33	16:33
15	日赤病院	5	11:38	16:38
16	ふれあい福祉センター	2	11:40	16:40
17	なゆた浜北	8	11:48	16:48

(昼休憩:82分) —

所要時間 43分



# 大平堀谷線(往復) 火・金 運行

平成29年10月1日改正

堀谷 ~ あらたまの湯 ~ 大平 ~ 宮口駅 ~  
 小林駅入口 ~ ふれあい福祉センター ~ なゆた浜北

なゆた浜北行き		所要時間	1便	3便
1	堀谷		8:30	11:10
2	森林公園北口	5	8:35	11:15
3	あらたまの湯(名称変更)	6	8:41	11:21
4	灰木	3	8:44	11:24
5	大平城址	2	8:46	11:26
6	大沢	1	8:47	11:27
7	大平	2	8:49	11:29
8	大沢	1	8:50	11:30
9	大平城址	1	8:51	11:31
10	灰木	2	8:53	11:33
11	あらたまの湯(名称変更)	4	8:57	11:37
12	鹿玉中学校	4	9:01	11:41
13	花の舞酒造入口(新規)	1	9:02	11:42
14	宮口駅	2	9:04	11:44
15	こんどうクリニック	2	9:06	11:46
16	宮口幼稚園(新規・重複)	1	9:07	11:47
17	宮口有隣(新規・重複)	3	9:10	11:50
18	鹿玉協働センター	1	9:11	11:51
19	報恩寺	1	9:12	11:52
20	新原本村北	1	9:13	11:53
21	ピアゴ於呂店	2	9:15	11:55
22	新原東原西	4	9:19	11:59
23	新原東原南	1	9:20	12:00
24	杉山整形外科	1	9:21	12:01
25	小林駅入口	3	9:24	12:04
26	ふれあい福祉センター	1	9:25	12:05
27	日赤病院	1	9:26	12:06
28	ふれあい福祉センター	2	9:28	12:08
29	なゆた浜北	8	9:36	12:16

大平・堀谷行き		所要時間	2便	4便
1	なゆた浜北		9:50	13:40
2	ふれあい福祉センター	6	9:56	13:46
3	日赤病院	2	9:58	13:48
4	ふれあい福祉センター	1	9:59	13:49
5	小林駅入口	2	10:01	13:51
6	杉山整形外科	3	10:04	13:54
7	新原東原南	2	10:06	13:56
8	新原東原西	1	10:07	13:57
9	ピアゴ於呂店	4	10:11	14:01
10	新原本村北	2	10:13	14:03
11	報恩寺	1	10:14	14:04
12	鹿玉協働センター	1	10:15	14:05
13	宮口有隣(新規・重複)	1	10:16	14:06
14	宮口幼稚園(新規・重複)	3	10:19	14:09
15	こんどうクリニック	2	10:21	14:11
16	宮口駅	1	10:22	14:12
17	花の舞酒造入口(新規)	1	10:23	14:13
18	鹿玉中学校	2	10:25	14:15
19	あらたまの湯(名称変更)	3	10:28	14:18
20	灰木	4	10:32	14:22
21	大平城址	2	10:34	14:24
22	大沢	2	10:36	14:26
23	大平	2	10:38	14:28
24	大沢	1	10:39	14:29
25	大平城址	1	10:40	14:30
26	灰木	1	10:41	14:31
27	あらたまの湯(名称変更)	4	10:45	14:35
28	森林公園北口	6	10:51	14:41
29	堀谷	5	10:56	14:46

(待機:14分) (昼休憩:84分)

(待機:14分) -

所要時間

66分

所要時間

66分

# 赤佐中瀬線(往復) 水・土 運行

平成29年10月1日改正

上島区民センター～西鹿島駅～岩水寺～ピアゴ於呂店～芝本駅～北斗わかば病院  
 ～中瀬小学校～遠江病院～岡田整形外科～ふれあい福祉センター～なゆた浜北

なゆた浜北行		所要時間	1便	3便
1	上島区民センター(名称変更)		9:30	12:50
2	西鹿島駅	4	9:34	12:54
3	涼ノ御所	3	9:37	12:57
4	接待	1	9:38	12:58
5	赤佐6区公民館	1	9:39	12:59
6	岩水寺	1	9:40	13:00
7	泉	1	9:41	13:01
8	雲岩寺	1	9:42	13:02
9	森林公園南口	2	9:44	13:04
10	小野海道 (名称変更)	2	9:46	13:06
11	尾野	1	9:47	13:07
12	ピアゴ於呂店	2	9:49	13:09
13	芝本駅	5	9:54	13:14
14	北斗わかば病院	4	9:58	13:18
15	マックスバリュ浜北中瀬店	4	10:02	13:22
16	遠江病院	3	10:05	13:25
17	中瀬小学校	2	10:07	13:27
18	普賢院	3	10:10	13:30
19	横瀬東	1	10:11	13:31
20	岡田整形外科	2	10:13	13:33
21	本沢合	1	10:14	13:34
22	小林駅入口	3	10:17	13:37
23	ふれあい福祉センター	1	10:18	13:38
24	日赤病院	2	10:20	13:40
25	ふれあい福祉センター	2	10:22	13:42
26	なゆた浜北	8	10:30	13:50

(待機:15分) (待機:15分)

所要時間 60分

上島公民館行		所要時間	2便	4便
1	なゆた浜北		10:45	14:05
2	ふれあい福祉センター	7	10:52	14:12
3	日赤病院	2	10:54	14:14
4	ふれあい福祉センター	1	10:55	14:15
5	小林駅入口	2	10:57	14:17
6	本沢合	3	11:00	14:20
7	岡田整形外科	1	11:01	14:21
8	横瀬東	2	11:03	14:23
9	普賢院	1	11:04	14:24
10	中瀬小学校	3	11:07	14:27
11	遠江病院	2	11:09	14:29
12	マックスバリュ浜北中瀬店	2	11:11	14:31
13	北斗わかば病院	3	11:14	14:34
14	芝本駅	4	11:18	14:38
15	ピアゴ於呂店	5	11:23	14:43
16	尾野	2	11:25	14:45
17	小野海道 (名称変更)	1	11:26	14:46
18	森林公園南口	2	11:28	14:48
19	雲岩寺	2	11:30	14:50
20	泉	1	11:31	14:51
21	岩水寺	1	11:32	14:52
22	赤佐6区公民館	1	11:33	14:53
23	接待	2	11:35	14:55
24	涼ノ御所	1	11:36	14:56
25	西鹿島駅	3	11:39	14:59
26	上島区民センター(名称変更)	6	11:45	15:05

(昼休憩:65分)

所要時間 60分

# 浜北コミュニティバス 運賃表 (H29.10.1 ~ H31.9.30)

## 北浜麓玉線(東コース)

乗車距離	運賃
0.0km~2.9km	200
3.0km~5.5km	300
5.6km~8.6km	400
8.7km~11.7km	500
11.8km~	600

	バス停名
バス停名	運賃

																					なゆた浜北																			
																					トスコ	200																		
																					小松駅 入口	200	200																	
																					若草団地	200	200	300																
																					寺島南	200	300	300	300															
																					北浜南 幼稚園	200	200	300	300	300														
																					北浜南部 協働セン ター	200	200	200	300	300	400													
																					高畑南	200	200	200	200	300	300	400												
																					高畑	200	200	200	200	200	300	400	400											
																					善地 郵便局	200	200	200	200	200	300	400	400	400										
																					善地	200	200	200	200	200	300	300	400	400	400									
																					浜北 愛光園	200	200	200	200	300	300	300	300	400	400	500								
																					高菌	200	200	200	200	300	300	300	300	400	400	500								
																					八幡団地	200	200	200	300	300	300	300	400	400	400	500	500							
																					上善地	200	200	200	300	300	300	300	400	400	400	500	500							
																					一本橋	200	200	300	300	300	300	400	400	400	400	500	500	500	600					
																					油一色	200	200	200	300	300	300	300	400	400	400	400	500	500	600	600				
																					美菌団地 入口	200	200	200	200	300	300	300	400	400	400	400	500	600	600	600				
																					西遠 クリニック	200	200	200	200	200	300	300	400	400	400	400	500	500	500	600	600	600		
																					ふれあい 福祉セン ター	200	200	200	200	200	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500	600	600	600	
																					日赤病院	200	200	200	200	200	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500	500	600	600	600
																					ふれあい 福祉セン ター	200	200	200	200	200	300	300	300	400	400	400	500	500	500	500	500	600	600	600
なゆた 浜北	200	200	300	300	300	300	300	300	400	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600	600																				

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

# 浜北コミュニティバス 運賃表 (H29.10.1 ~ H31.9.30)

## 北浜鹿玉線(西コース)

乗車距離	運賃
0.0km~2.9km	200
3.0km~5.5km	300
5.6km~8.6km	400
8.7km~11.7km	500
11.8km~	600

	バス停名
バス停名	運賃

																	なゆた浜北															
																	浜北文化センター	200														
																	プレ葉ウォーク浜北東	200	200													
																	小林市営団地北	200	200	200												
																	サンストリート浜北	200	200	300	300											
																	万葉の森公園入口	200	300	300	300	300										
																	浜北西高校	200	200	300	300	300	400									
																	野口	200	200	200	400	400	400	400								
																	野口北	200	200	200	300	400	400	400	400							
																	宮口幼稚園	200	200	200	300	300	400	400	400	400						
																	鹿玉協働センター	200	200	200	200	300	300	400	400	400	400					
																	宮口有隣	200	200	200	200	300	300	300	400	400	400	500				
																	新原保育園	200	200	200	200	200	300	300	300	400	400	500	500			
																	新原本村	200	200	200	200	200	300	300	300	400	500	500	500	500		
																	日赤病院	200	200	300	300	300	300	300	400	400	400	500	500	600	600	
																	ふれあい福祉センター	200	200	300	300	300	300	300	400	400	400	400	500	500	600	600
																	なゆた浜北	200	200	300	400	400	400	400	400	400	500	500	500	600	600	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																





# 浜北コミュニティバス 運賃表 (H29.10.1 ~ H31.9.30)

## 赤佐中瀬線

乗車距離	運賃
0.0km~2.9km	200
3.0km~5.5km	300
5.6km~8.6km	400
8.7km~11.7km	500
11.8km~	600

バス停名	運賃
バス停名	運賃

																				上島区民センター							
																				西鹿島駅		200					
																				涼ノ御所		200	200				
																				接待		200	200	200			
																				赤佐6区公民館		200	200	200	300		
																				岩水寺		200	200	200	200	300	
																				泉		200	200	200	200	300	
																				雲岩寺		200	200	200	200	300	
																				森林公園南口		200	200	200	200	300	
																				小野海道		200	200	200	200	300	400
																				尾野		200	200	200	200	300	400
																				ピアゴ於呂店		200	200	200	300	300	400
																				芝本駅		200	200	200	300	300	400
																				北斗わかば病院		200	200	300	300	400	400
																				マックスバリュ 浜北中瀬店		200	200	300	300	400	400
																				遠江病院		200	200	300	300	400	400
																				中瀬小学校		200	200	300	300	400	400
																				普賢院		200	200	200	300	400	400
																				横瀬東		200	200	200	300	400	400
																				岡田 整形外科		200	200	200	300	400	400
																				本沢合		200	200	200	300	400	400
																				小林駅入口		200	200	200	300	400	400
																				ふれあい福祉センター		200	200	200	300	400	400
																				日赤病院		200	200	200	300	400	400
																				ふれあい福祉センター		200	200	200	300	400	400
																				なゆた浜北		200	200	300	400	400	400
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成28年度浜北区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b> 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成28年度の地域力向上事業・助成事業は、平成28年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は12月に提案された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案    1件 採用    1件 不採用 0件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	足立 裕宣	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 平成28年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

## ■助成事業

予算額	既申請額	今回補助額	残額
3,700,000	1,953,000	440,000	1,307,000

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	行政推進会議検討結果
8	岩水寺さくらの里ライトアップ、さくらの里まつり事業(3回目)	赤佐発展会	<p>浜北北部に位置する岩水寺は昔からの名所であり、「桜は岩水寺から始まる」と春の桜は有名であった。しかし桜の老木化が進み、花見客も少なくなった。そこで昔ながらの花見客の賑わいを取り戻すため岩水寺の桜をPRする。</p> <p>また、地域の繋がりが弱くなっている昨今だが、近隣の他団体を呼んで、同じ地域団体としてイベントを開催し、浜北北部地域のPRをしながら、他団体の参考になるようなイベントを開催する。</p>	<p>期間を定め、さくらの里及び桜のライトアップをし、夜桜見物をできるようにする。</p> <p>【さくらの里まつり】 平成29年3月26日(日) 区内の学校吹奏楽部、地域在住の演奏家、ダンサー、飲食物販売店を招く。 《参考》来場者数 H26:約500人 H27:約600人</p> <p>【夜桜ライトアップ】 平成29年3月26日(日)～3月31日(金) 《参考》来場者数 H26:約300人 H27:約300人</p>	1,103,382	<p>主なものは次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テント、ステージ設営撤去、音響等委託費 (591,570円)</li> <li>・司会者、音響技術者等への報酬 (200,000円)</li> <li>・ポスター、チラシ作成 (136,000円)</li> <li>・照明等借上 (114,912円)</li> <li>・その他 (60,900円)</li> </ul> <p>・補助金(440,000円) ・自己資金(663,382円)</p>	440,000	○	<p>【採用(実施予定事業候補)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内外からより多くの方に来場してもらえるよう、より広範囲にチラシ等で周知を行うなど、効果的な宣伝活動を展開していただきたい。</li> <li>・赤佐地域のイベントとして定着しつつあり、事業の継続により、浜北北部地域のにぎわいと活性化に繋がることを期待する。</li> </ul> <p>担当課:まちづくり推進課</p>
				時期	平成29年3月26日(日)～平成29年3月31日(金)				
				場所	岩水寺さくらの里				



## 第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱の改正について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>個人情報保護の観点から、附属機関の会議において「必要な場合に限り、傍聴者の個人情報を求めることができる」ものとして、傍聴の手続きについて見直しを図るため「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を改正した（平成28年12月15日施行）。それを受け、浜北区協議会においても傍聴の手続きについて見直しを図る必要があるため。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>「浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱」の一部を改正し、傍聴者に対し「住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる」とし、傍聴に訪れた者に対し傍聴券を交付することとする。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	浜北区・区振興課	担当者	足立 裕宣	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 新旧対照表

浜松市附属機関の会議に関する要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第7条 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、<u>傍聴の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申込みは、住所及び氏名を記入した傍聴申込書を当該附属機関を主管する課の長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の申込みの受付は、附属機関の会議を行う1時間前から開始し、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超える場合は、先着順に受付を行うものとする。</u></p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第7条 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、<u>会議を開催する会場の受付で傍聴する旨を告げるものとする。</u></p> <p><u>2 附属機関の長は、前項の傍聴する旨を告げた者に対し、傍聴券(様式第1号)を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 附属機関の長は、第1項の傍聴する旨を告げた者に対し、住所及び氏名を記入した傍聴申込書(様式第2号)の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 第1項の受付は、附属機関の会議を行う1時間前から開始し、傍聴しようとする者について、先着順に受付を行うものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱（平成20年10月23日議決）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

浜北区協議会会長 川上 正芳

改正前	改正後
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、<u>傍聴の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ浜北区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</u></p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、<u>あらかじめ浜北区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</u></p> <p><u>2 浜北区協議会会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。</u></p> <p><u>3 浜北区協議会会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

## 参 考

### 浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、浜北区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(会議の情報の公開)

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は5人以上とし、会議開催ごとに浜北区役所区振興課長が定める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、傍聴の申込みをしなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ浜北区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

(傍聴席以外の席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 会議の要点記録とする場合には、発言者の氏名又は職名を記載しなければならない。

4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の会場及び日時

(3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名

(4) 審議案件等の概略及び審議結果

(5) 発言内容

(6) 会議資料の名称及び内容

(7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無

(8) 会議録の公開・非公開・部分公開の別

(9) 会議録の作成者の職氏名

(10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに浜北区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必

要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

（細目）

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附則（議決日平成19年4月19日）

この要綱は、議決の日から施行する。

附則（議決日平成20年10月23日）

この要綱は、議決の日から施行する。

旧様式

平成 年 月 日

浜北区協議会会議傍聴申込書

氏 名	住 所	電話番号



様式第 1 号

期日 \_\_\_\_\_

受付番号 \_\_\_\_\_

## 傍 聴 券

浜北区協議会

浜松市浜北区協議会の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
- 2 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により浜北区協議会会長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に浜北区協議会会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。